

# 第8期介護保険事業計画における 介護サービスの量の見込み等の 考え方について

---

# 1 第8期介護保険事業計画における 高齢者人口の推計について

---

# 1(1) 第8期の人口推計の考え方

第8期プランでは「2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化」を目標としています。

このため、2025年及び2040年に向けた介護サービス・給付・保険料の水準を推計する必要があることを踏まえ、その基礎データとなる高齢者人口について、令和3年度（2021年度）から令和27年度（2045年度）まで推計を行いました。

## [推計方法]

### ① 令和7年（2025年）までの推計

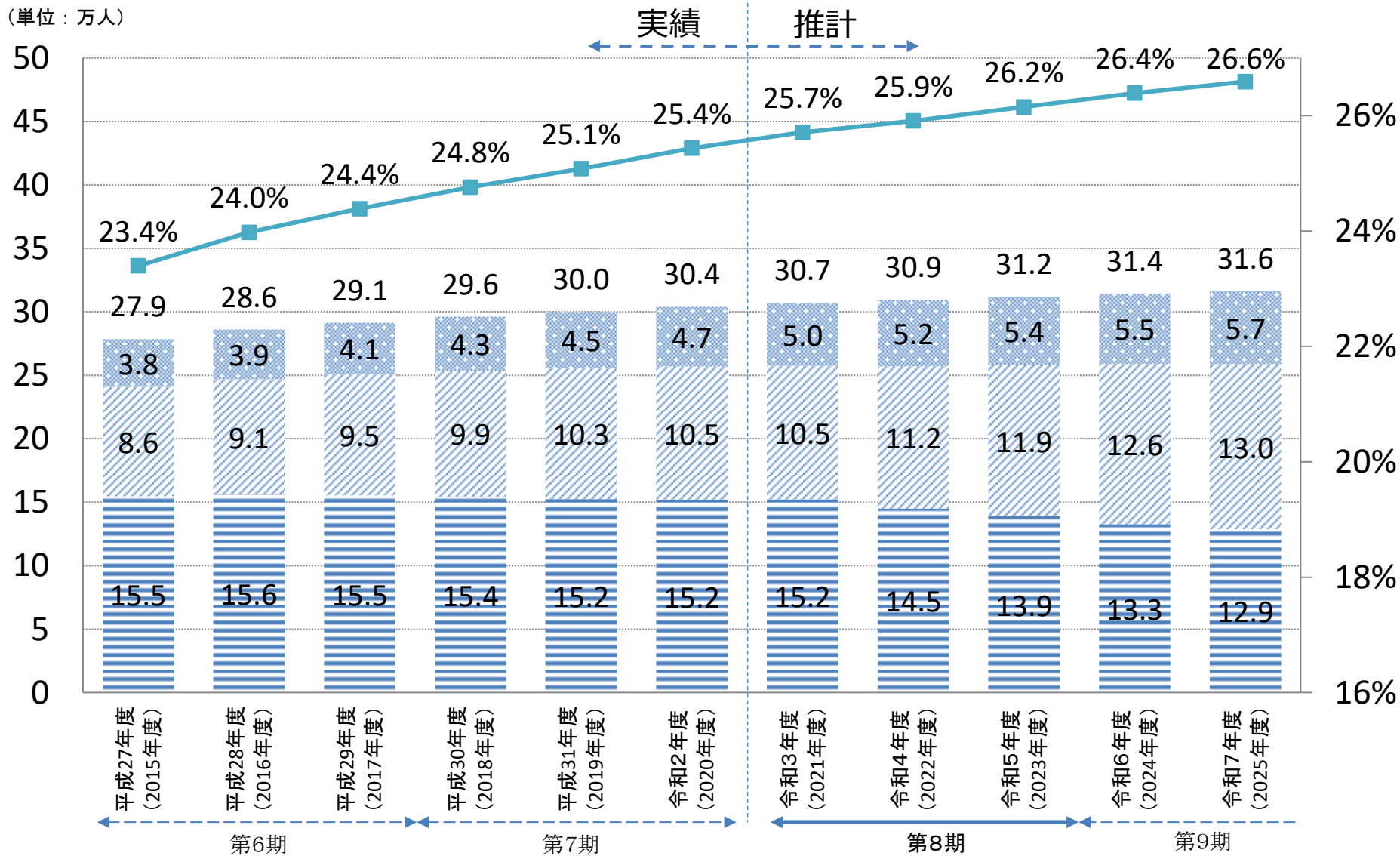
令和2年（2020年）9月末現在の住民基本台帳の人口（年齢別、男女別）を基に、直近の年齢別変化率（前年における1歳下の人口からの増減率）を考慮して1年ごとに推計。

### ② 令和7年（2025年）から令和27年（2045年）までの推計

①で算出した令和7年の推計を基に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」で用いられた仮定値を用いて5年ごとに推計。

# 1(2) 本市の高齢者人口の推移(平成27年度～令和7年度)

(単位：万人)



※ 各年度9月末現在。

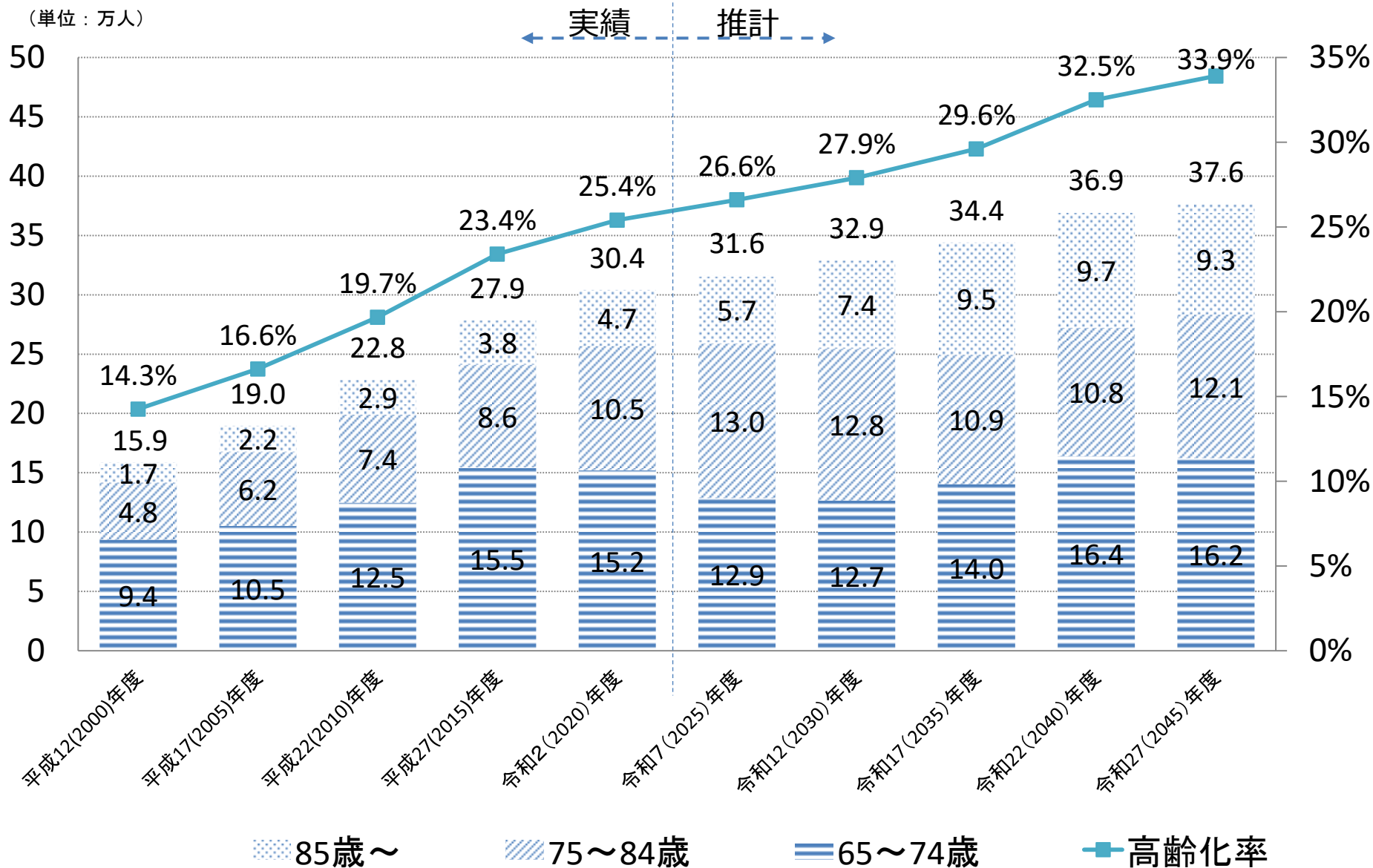
■ 85歳～

▨ 75～84歳

▤ 65～74歳

■ 高齢化率

# 1 (3) 本市の高齢者人口の推移(平成12年度～令和27年度)



※ 各年度9月末現在。

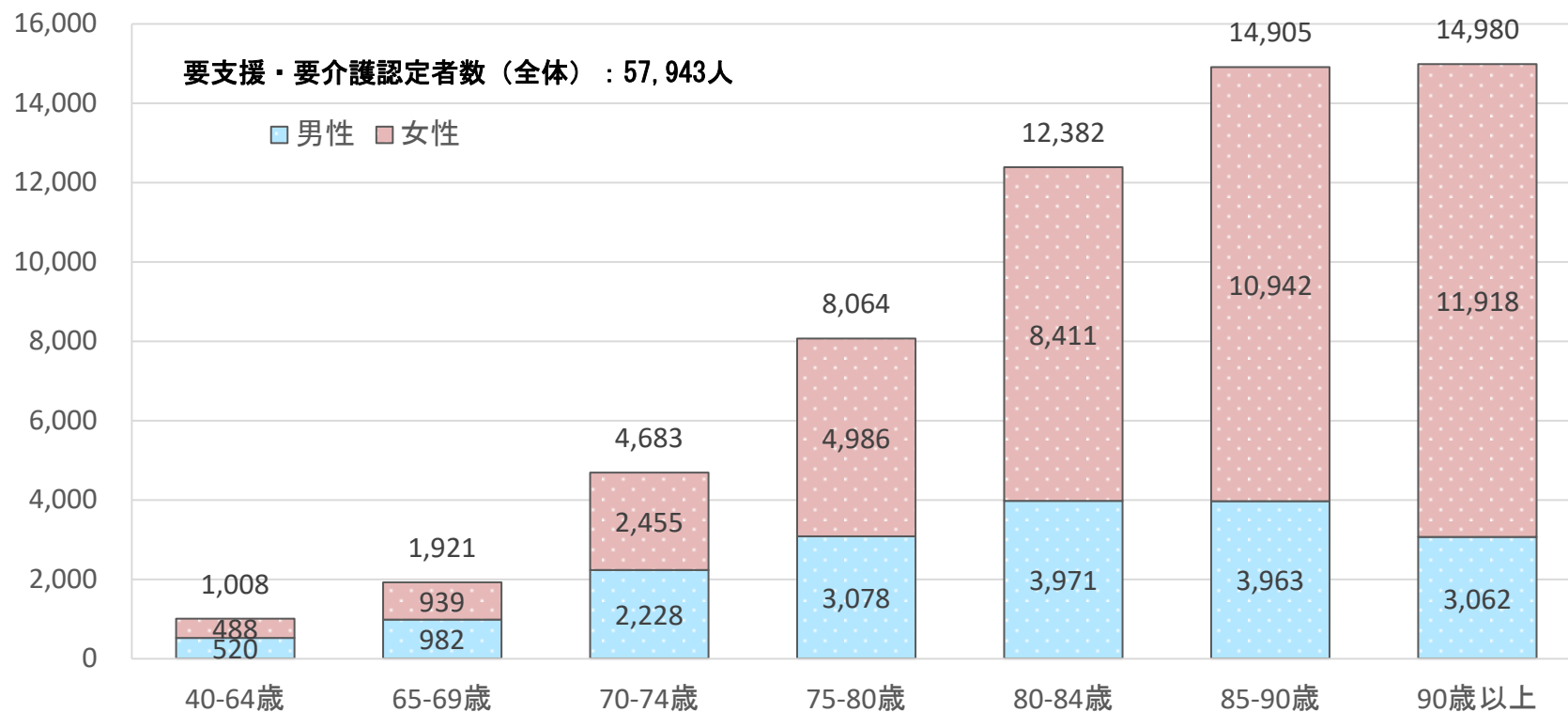
---

## **2 第8期介護保険事業計画における 要支援・要介護認定者数の推計について**

---

## 2(1) 本市の年齢別要支援・要介護認定者数(令和2年9月末現在)

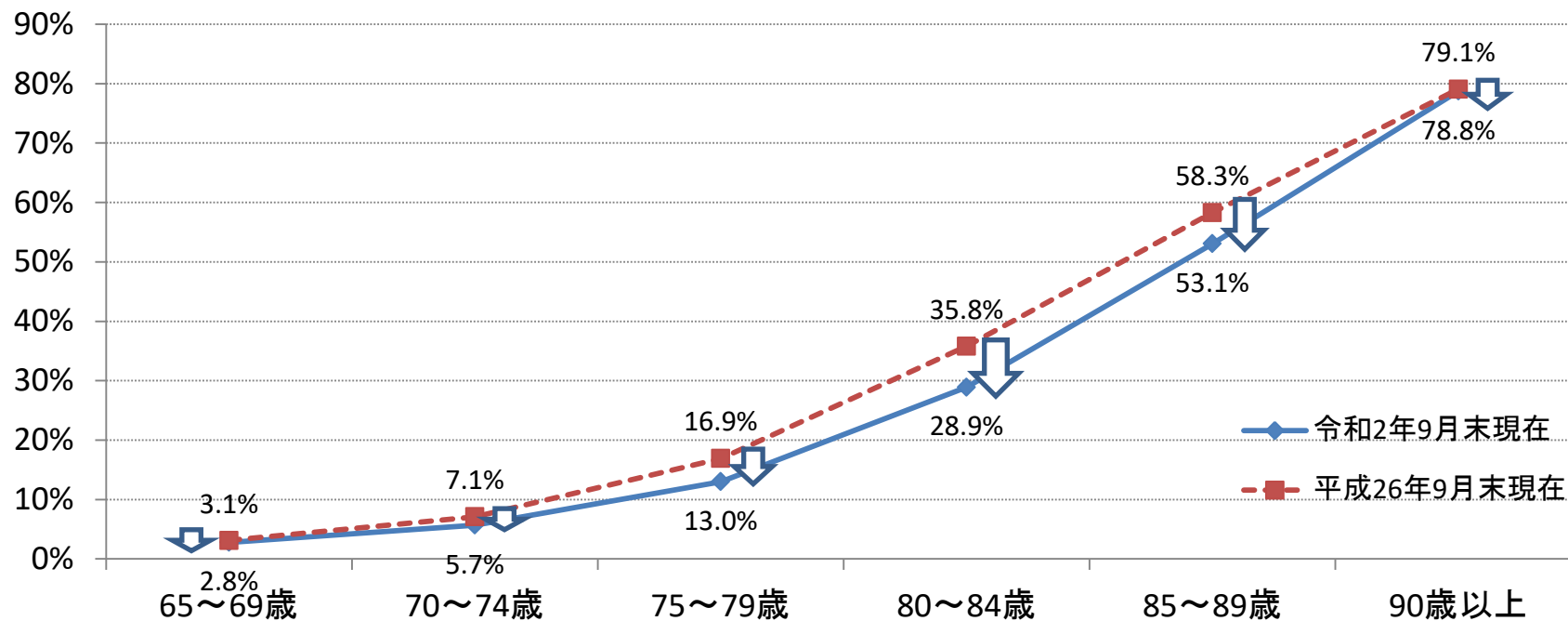
(単位:人)



認定率	40-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
男性	0.3%	2.9%	5.8%	11.2%	22.2%	40.6%	66.8%
女性	0.2%	2.6%	5.6%	14.4%	33.8%	59.7%	82.5%
全体	0.2%	2.8%	5.7%	13.0%	28.9%	53.1%	78.8%

※ 認定率は、各年齢階層別人口に占める要支援・要介護認定者数の割合。

## 2(2) 本市の年齢階層別要支援・要介護認定率



令和2年9月末現在の年齢階層別要支援・要介護認定率

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
人口	69,639	82,384	62,096	42,792	28,084	19,022
認定者数	1,921	4,683	8,064	12,382	14,905	14,980
認定率	2.8%	5.7%	13.0%	28.9%	53.1%	78.8%



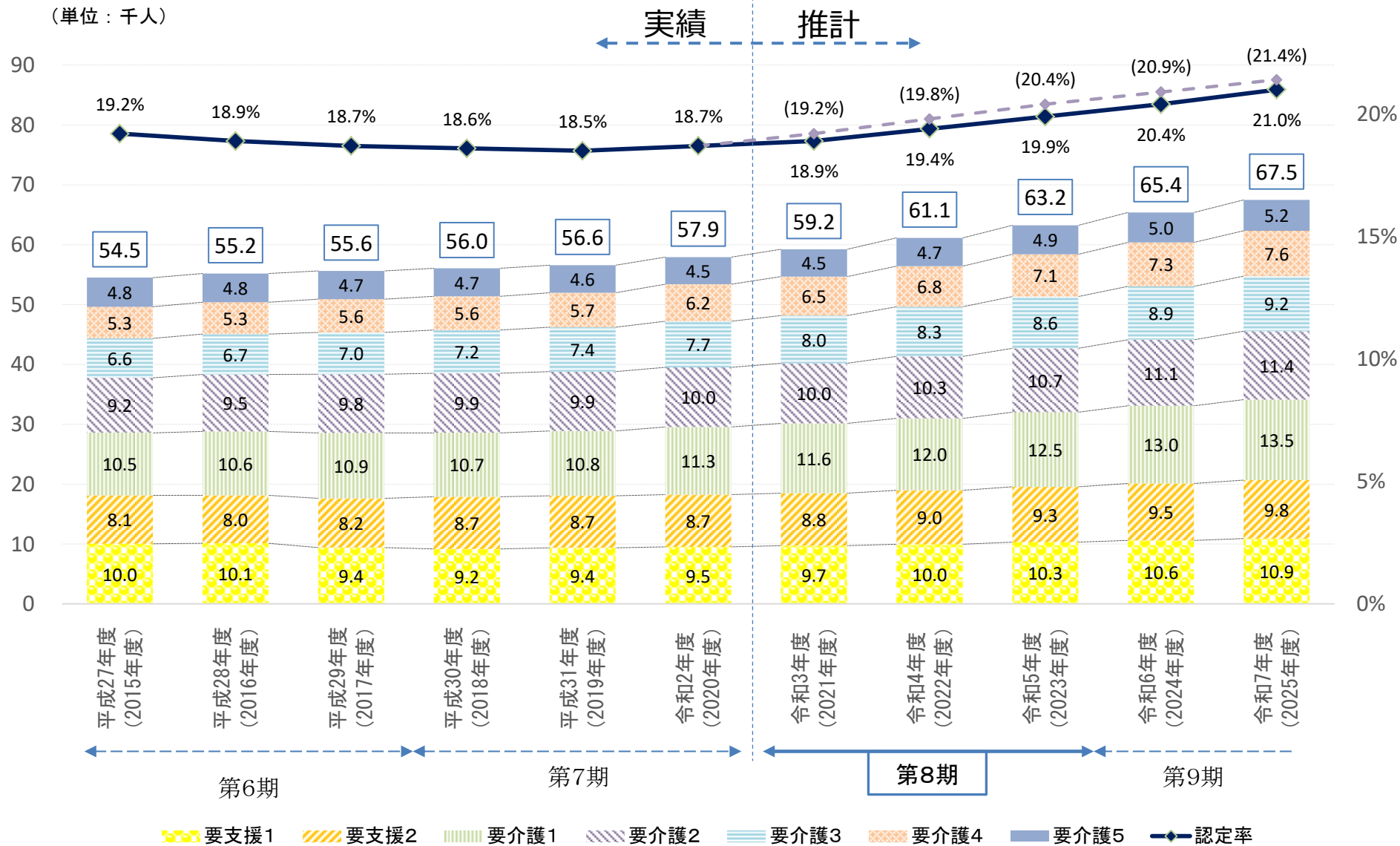
## 2(3) 第8期の要支援・要介護認定者数の推計の考え方

### 推 計 方 法

- 高齢者数の増加に伴い、本市の要支援・要介護認定者数は年々増加していますが、一方で、介護予防の取組等により、年齢階層別認定率は減少傾向にあります。
- 第8期計画期間については、第7期計画期間中の取組の成果が反映された直近2か年（平成30年（2018年）9月末～令和2年（2020年）9月末）の要支援・要介護度別、年齢階層別、男女別の要介護認定率の低下傾向が続くものとして、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの要支援・要介護認定者数を推計しました。
- さらに、その後は令和7年度の要支援・要介護度別、年齢階層別、男女別の要介護認定率が一定であると仮定し、令和27年度（2045年度）までの要支援・要介護認定者数の推計を行いました。

# 2(4) 本市の要支援・要介護認定者数の推移(平成27年度～令和7年度)

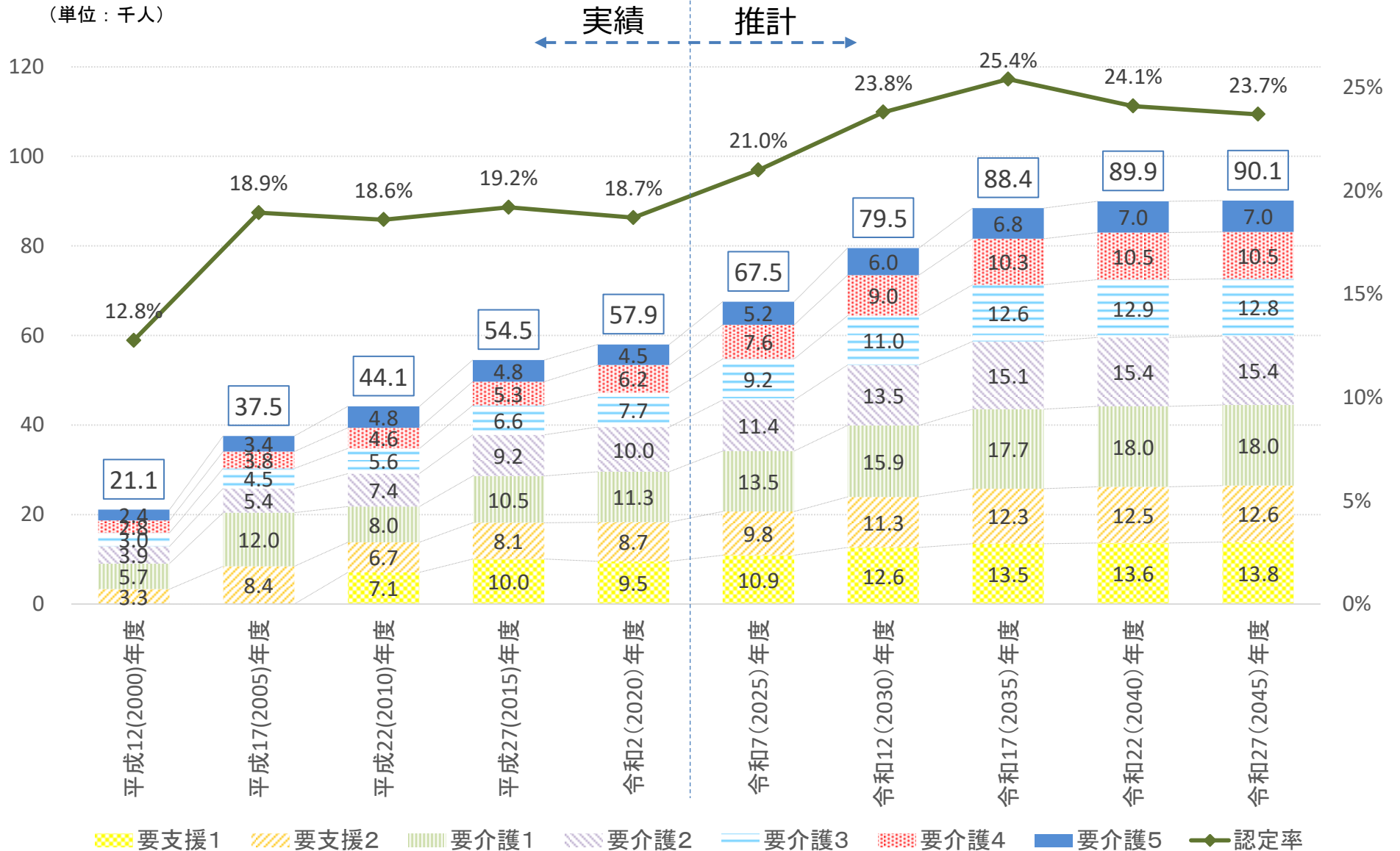
(単位：千人)



※点線及び( )は、年齢階層別・男女別認定率が令和2年から一定と仮定した場合の高齢者全体の認定率

# 2(5) 本市の要支援・要介護認定者数の推移(平成12年度～令和27年度)

(単位：千人)



※令和12(2030)年度以降の認定者数は、年齢階層別・男女別認定率が令和7(2025)年度から一定と仮定して推計。

---

### **3 第8期介護保険事業計画における 介護サービスの量の見込み方について**

---

## 3(1) 施設・居住系サービスの整備

- 第8期計画においては、2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化を目標として掲げており、介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域密着型サービスなどの居宅系介護サービス基盤の充実を図りたいと考えています。
- 一方で、今後、2040年までの間、認知症高齢者や高齢者のみの世帯が増加し続けることが見込まれ、施設・居住系サービスの需要も引き続き増加していくことが予測されます。
- こうした状況を踏まえ、依然として多数の入所待機者がいる介護老人福祉施設や、認知症高齢者の増加によりさらなる需要が見込まれる認知症高齢者グループホームなどの施設について、サービスの利用状況や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を勘案しつつ、2040年を見据えながら、サービス基盤の充実を図ります。

# (参考)施設・居住系サービスの整備

- 施設・居住系サービス等における平均入居率は、いずれの区分においても8～9割程度となっている。
- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院等においては要介護3以上の者の割合が多く、認知症高齢者グループホームにおいては、要介護2～3の者の割合が多い。
- 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅においては、要介護1～2の入居者の割合が最も大きくなっているが、自立から要介護5まで各段階に満遍なく利用者がいる状況にある。

区 分		H29. 4. 1現在		R2. 4. 1現在		入居率	入居者の要支援・要介護度別割合							
		施設数	定員数・戸数	施設数	定員数・戸数		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設	特別養護老人ホーム	64	3,975	72	4,500	85.5%	-	-	-	1.5%	5.1%	26.6%	36.2%	30.6%
	介護老人保健施設	31	2,751	32	2,751	80.0%	-	-	-	12.2%	22.1%	25.0%	24.3%	16.4%
	介護医療院・介護療養型医療施設	20	1,044	13	1,009	89.3%	-	-	-	2.1%	3.4%	9.4%	39.0%	46.1%
居住系サービス等	認知症高齢者グループホーム	151	2,651	156	2,787	96.0%	-	-	0.4%	16.3%	27.0%	28.6%	16.1%	11.6%
	特定施設入所者生活介護	46	3,130	50	3,301	(64.2%) ※3	-	7.9%	9.9%	23.0%	21.2%	15.8%	14.3%	8.0%
	有料老人ホーム	49	3,087	65	3,603	85.4%	6.3%	6.6%	8.3%	19.8%	19.8%	15.9%	13.1%	10.2%
	サービス付き高齢者向け住宅	83	3,029	85	3,037	79.1%	5.4%	5.7%	10.0%	24.0%	21.3%	14.3%	10.4%	9.0%

※1 施設数及び定員数・戸数は、休止中の施設を除く。

※2 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症高齢者グループホームの入居率及び入居者の要介護・要支援度別割合は、介護給付費実績データ(令和2年4月利用分)から作成。市外からの入居者を含んでいない。

※3 特定施設入所者生活介護の定員数に対する給付実績(令和2年4月利用分)のある者の割合。

※4 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居率及び入居者の要介護度・要支援度別割合は、各事業者から本市高齢福祉課へ平成31年度中に提出された報告データから作成。数値は、報告書提出時点のもの。入居率及び入居者の要介護・要支援度別割合は、報告書の提出のあった施設のみで集計したものである。市外からの入居者を含む。

## 3 (2) 介護保険施設の整備

### 介 護 老 人 福 祉 施 設 (特別養護老人ホーム)

#### 【整備数設定の考え方】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、介護人材や建設用地の確保が困難などの理由で、必ずしも計画どおり整備が進んでいない状況にはあるものの、
  - ・ 今後、団塊の世代が75歳以上となり、中・重度（要介護2以上）の要介護認定者が、2025年には約5,000人、2040年には約1万7,000人増加することが見込まれること
  - ・ 入所者のうち、低所得者（市民税非課税世帯）が全体の約8割を占めており、今後とも一定の受け皿を確保する必要があることから、第8期においても引き続き整備を促進することとします。

(参考)

R2. 4. 1現在の特養入所申込者	3,220人
うち、H31. 4月から引き続き待機状態にある者	1,679人
うち、1年以内に特養入所が必要になると考えられる者	241人

- なお、必要数の算定に当たっては、
  - ・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が今後も進み、これらの施設が、従前の特養入所ニーズの一部を吸収することが見込まれること
  - ・ 広域型介護老人福祉施設では他市町の被保険者も受け入れているが、周辺市町において、特養入所ニーズが減少傾向にあることなどを踏まえ、第8期中の整備数を設定することとします。

## 3 (2) 介護保険施設の整備

### 介護老人保健施設

#### 【整備数設定の考え方】

介護老人保健施設の整備目標については、次の事項等を踏まえ検討します。

- ・ 入所者数及び入所待機者数の状況
- ・ 第8期計画期間中の要介護認定者数
- ・ 年間退所者数及び退所後の居所の状況

(参考) 令和2年1月1日現在の入所待機者数：274人 ※回答のあった施設の集計値

### 介護医療院 (介護療養型医療施設を含む。)

#### 【整備数設定の考え方】

介護医療院については、国の方針をもとに、介護療養型医療施設・医療療養病床を有する医療機関を対象として広島県が実施した「療養病床に係る転換意向調査」の結果等を踏まえて検討します。

(参考) 介護医療院・介護療養型医療施設の取扱いについて

- ・ 介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年4月から創設されたサービス。
- ・ 介護療養型医療施設は、令和5年度末までに廃止又は介護医療院等に転換することとされている。



## 3 (3) 居住系サービスの整備

### 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

#### 【整備数設定の考え方】

今後も認知症高齢者が増加する見込みであることから、認知症対応型共同生活介護事業所については、第8期においても整備を促進することとします。

なお、新規整備数の算定に当たっては、次の事項等を踏まえ検討します。

- ・ 入所待機者数の状況

(参考) 令和2年1月1日現在の入所待機者数：658人 ※回答のあった事業所の集計値

- ・ 第8期計画期間中の認知症高齢者数の状況

- ・ 第7期までの整備水準 (認知症高齢者数に占める定員数の割合)

### 特定施設入居者生活介護

#### 【整備数設定の考え方】

特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等が介護が必要な高齢者の受け皿となっていることから、定員数の拡大を図ることとします。

新規指定定員数については、次の事項等を踏まえ検討します。

- ・ 第8期計画期間中の高齢者人口の状況

- ・ 第7期までの整備水準 (高齢者人口に占める定員数の割合)

- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備見込み

### 3 (4) 地域密着型サービス事業所の整備

- 地域密着型サービスのうち、地域包括ケアシステムを推進していく上で特に重要な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、更なる充実を図る必要があります。
- これらのサービスについては、第7期までの事業所の開設状況や利用者数の状況と、第8期計画期間中の要支援・要介護認定者数を考慮するとともに、いずれのサービスにおいても整備水準（利用率）を引き上げることを目指し、利用者の受入れに必要な事業所数を見込みます。

区 分		事業所数・利用者数の推移			(参考) 利用率		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	広島市	政令市	全国
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	15事業所	17事業所	19事業所	0.70%	0.93%	0.58%
	利用者数	192人／月	203人／月	280人／月			
小規模多機能型居宅介護	事業所数	41事業所	42事業所	45事業所	1.24%	1.51%	1.64%
	利用者数	719人／月	743人／月	716人／月			
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	5事業所	7事業所	7事業所	0.34%	0.35%	0.28%
	利用者数	95人／月	101人／月	129人／月			

※1 事業所数は年度末の数で、令和2年度は年度末見込み。利用者数は、月平均利用者数。

※2 利用率は、サービスごとの利用可能要支援・要介護度別認定者数に対する利用者数の割合。

## 3 (5) 居宅サービス等の量の見込みの考え方

訪問介護、通所介護などの居宅サービス及びその他の地域密着型サービスの量については、利用対象者数に、サービス種別ごとの利用率と1人1月当たり利用回数（日数）を乗じて見込みます。

### ア 居宅サービス利用対象者数

要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いて算出

### イ サービス種別ごとの利用率

原則、過去5年間（平成27年度～平成31年度）の居宅サービス利用対象者に占める各サービス利用者の割合の対前年度伸び率の平均を踏まえ算出

### ウ 1人1月当たり利用回数（日数）

原則、過去5年間（平成27年度～平成31年度）のサービス別、要介護度別の1人1月当たりの利用回数（日数）の対前年度伸び率の平均を踏まえ算出

---

## **4 第8期介護保険事業計画における 介護保険料の算定の考え方について**

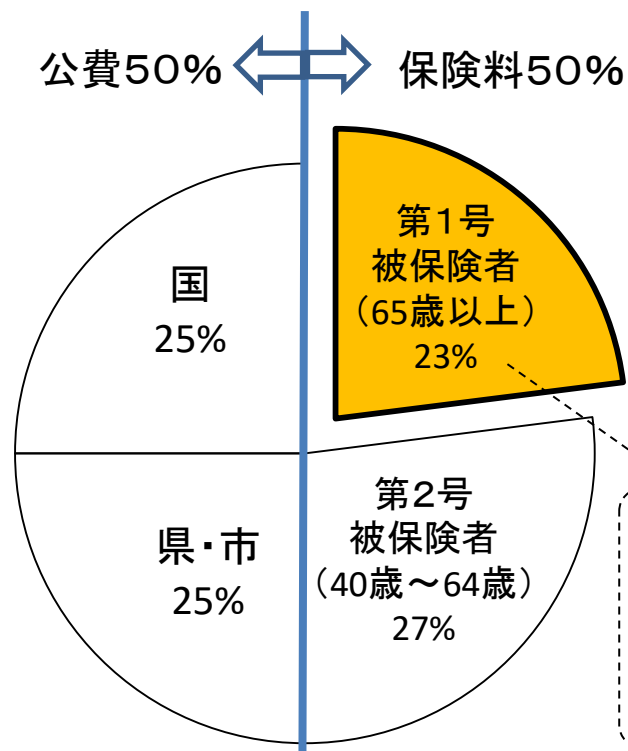
---

# 4(1) 介護保険料基準額算定の考え方

第1号被保険者の保険料基準額は、計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の見込みの概ね23%から、介護給付費準備基金の取崩額を差し引き、それを第1号被保険者数（65歳以上人口）で除した額となります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{(\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% - \text{介護給付費準備基金}(\ast)\text{取崩額}}{\text{第1号被保険者数} (65歳以上人口) \times 12\text{月}}$$

## 【介護保険の費用負担割合】



### ※ 介護給付費準備基金

急激な給付費の増等に対応できるよう、計画期間中の保険給付費等に対して生じた保険料の剰余を積み立てたもの。

計画期末に基金残高がある場合は、次期以降の保険料抑制のために活用します。

国から交付される調整交付金(各市町村間の保険料(基準額)の格差を是正するため、85歳以上又は75歳以上の高齢者が高い市町村や保険料所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付されます。)により、第1号被保険者の負担割合は若干変動します。

# 4(2) 保険料の所得段階及び所得段階別割合の基本的考え方

国の考え方を基本に、所得水準に応じてよりきめ細かな保険料設定を行うため第13段階までの所得段階を設定しており、第8期については所得段階間のバランスや負担感を考慮して割合を検討します。

所得段階	要件		第7期（現行） 割合	第7期（現行） 保険料月額
第1	市世帯 市民税 全員が 課税	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 80万円以下	0.5 [0.3]	3,085円 [1,851円]
第2		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.7 [0.5]	4,319円 [3,085円]
第3		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 120万円超	0.75 [0.7]	4,628円 [4,319円]
第4	あ課世帯 り税帯 者に	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円以下	0.9	5,553円
第5 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超	1.0	6,170円
第6	本人が 市民税 課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	6,787円
第7		本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25	7,713円
第8		本人の前年の合計所得金額 200万円超 300万円未満	1.5	9,255円
第9		本人の前年の合計所得金額 300万円超 400万円未満	1.7	10,489円
第10		本人の前年の合計所得金額 400万円超 600万円未満	1.85	11,415円
第11		本人の前年の合計所得金額 400万円超 800万円未満	2.05	12,649円
第12		本人の前年の合計所得金額 800万円超 1,000万円未満	2.25	13,883円
第13	本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2.45	15,117円	

※ 第1段階から第3段階までの[ ]は、公費を投じて行っている保険料軽減措置後の割合です。

## 4(3) 介護給付費準備基金の取り崩しに関する基本的考え方

保険給付費の見込みとそれに伴う保険料の見通しを踏まえながら、第8期での取崩額を検討します。

区 分	金 額
令和元年度末現在残高	52億9,200万円
令和2年度中の積立予定額（令和元年度決算剰余分）	6億5,300万円
第7期の基金残高（見込み）	59億4,500万円

※ 今後、国から示される介護報酬の改定等の決定を受け、その影響額を介護給付費に反映させた上で、保険料額を算定します。

### (参考)本市の介護保険料基準月額推移

第1期	第2期		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
H12～H14	H15・H16	H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R2
3,004円	3,887円	4,786円	4,786円	4,746円	5,537円	5,868円	6,170円

※第4期は、国の緊急特別対策により、介護保険料の上昇を抑制する措置が講じられた。  
この措置がなかった場合の基準月額は、4,832円。